

豊橋市営住宅 指定管理者募集要項

令和元年7月

豊橋市建設部住宅課

内容

1. 趣旨	1
2. 施設の概要	1
3. 指定管理者の指定期間	1
4. 指定管理者の指定	1
5. 協定の締結	1
6. 指定管理者が行う業務	1
7. 指定管理料	1
8. 物品の帰属	2
9. 公租公課	2
10. 指定管理業務の基準	2
11. 応募資格等	5
12. 選定方法	6
13. 応募書類	7
14. 応募手続き（選定スケジュール）	8
15. その他	9
16. 問い合わせ先	10
別紙市営住宅等一覧	11
各種申請書様式	14

豊橋市営住宅指定管理者募集要項

1. 趣旨

豊橋市（以下「市」という。）は、豊橋市営住宅及びその共同施設（以下「市営住宅」という。）の設置目的を効率的かつ効果的に達成し、入居者サービスの向上及び経費の縮減を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び豊橋市営住宅条例第54条の規定により、市営住宅の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

今回、平成27年度から指定していた指定管理者が令和2年3月31日で指定期間満了となることから、令和2年4月以降5年間の指定管理者の募集です。

なお、共同施設とは、駐車場、児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路等入居者の共同の福祉のために必要な施設として、市営住宅の敷地内において市が管理する一切の施設とします。

2. 施設の概要

市営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等に基づき、国と市が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とします。現在、管理している市営住宅は27団地3,977戸です。詳細は別紙「豊橋市営住宅一覧表」及び「豊橋市営住宅位置図」のとおりです。ただし、管理戸数は令和元年5月1日現在の状況です。

なお、指定管理期間内における建替、除却、借上の実施などにより管理対象の団地数、管理戸数等が増減することがありますが、指定期間内に新たに整備される市営住宅も管理の対象となることにご留意ください。また、国又は市の施策により管理運営方法が変更になることもあります。

3. 指定管理者の指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4. 指定管理者の指定

令和元年12月市議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5. 協定の締結

指定管理者の指定後、募集要項、業務仕様書の中で協議事項としている項目等について協議の上、協定を締結します。

なお、本業務は豊橋市公契約条例（平成27年豊橋市条例第43号）第2条第1項第2号に規定する特定公契約の対象となり、上記協定には同条例第6条から第12条に掲げる事項を定めます。

6. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、別紙「豊橋市営住宅管理業務仕様書」のとおりです。

7. 指定管理料

市は、指定管理業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が事業計画書で提示した金額に基づき指定管理者と協議を行い、協定の中で定めます。

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の上限額は以下のとおりです。応募者はこの金額の範囲内で提示してください。

1, 503, 000, 000円 (消費税及び地方消費税等を含む)

※うち948, 000, 000円は修繕料 (実費精算)

(2) 指定管理料の支払い

経費については、会計年度 (4月1日から翌年3月31日まで) を基準とし、分割 (四半期毎を予定) で支払うものとします。なお、支払い時期や方法は協定にて定めます。

(3) 指定管理料に含まれるもの

指定管理料には人件費、維持管理費、事務費が含まれます。

(4) 管理口座・区分経理

経費及び収入は、指定管理者の団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理を行うにあたり、団体自体とは独立した経理を行ってください。

(5) 修繕費の取扱い

指定管理料のうち、修繕及び一般工事 (計画修繕を除く。) については、業務量をあらかじめ見込むことが困難であることから、実施した修繕費に基づき、予算の範囲内で毎年度末に実費精算を行います。なお、愛知県地域住宅計画に位置づけられた基幹事業の公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業並びに効果促進事業については、市の業務とします。

8. 物品の帰属

指定管理料により購入した物品については、市に帰属するものとします。

9. 公租公課

指定管理者は、事業を行う者にかかる事業所税が課税されることがあります。詳細は豊橋市役所市民税課にお問合せください。

なお、消費税等の国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せください。

10. 指定管理業務の基準

(1) 一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(2) 関係法令及び条例等の遵守

指定管理業務の遂行にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければなりません。

ア 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規

イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働契約法、労働安全衛生法ほか労働関連法規

ウ 公営住宅法、公営住宅法施行令ほか住宅関連法規

エ 建築基準法、建築基準法施行令ほか建築関連法規

オ 個人情報保護に関する法律ほか関連法規

カ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ほ

か関連法規

- キ 豊橋市営住宅条例及び同条例施行規則、豊橋市営住宅管理人規則、その他市営住宅に関する要綱、要領等
- ク 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ケ 豊橋市行政手続条例及び同条例施行規則
- コ 豊橋市情報公開条例及び同条例施行規則
- サ 豊橋市個人情報保護条例及び同条例施行規則
- シ 豊橋市公契約条例及び同条例施行規則
- ス その他管理運営を行うにあたり必要な法令及び条例等

(3) 個人情報及び特定個人情報の保護

指定管理業務は、入居者の所得情報や家族構成など重要な個人情報を取り扱っています。法令及び条例等に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理をしなければならない。また、個人情報を保護するために必要な内部規程やチェック体制を構築し、万全の体制を整備してください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び豊橋市個人情報保護条例の罰則が適用される場合があります。

(4) 守秘義務

指定管理業務の遂行にあたり、知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間の満了、若しくは指定を取り消された後においても同様です。

(5) 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、とよはしエコマネジメントシステム（以下「T-E M S」という。）の取組みに基づき、以下のような環境への配慮に留意してください。

- ア 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）の推進
- イ 廃棄物の発生抑制の取組み
- ウ 電気・天然ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の節減及び水道使用量・用紙購入量節減に向けたT-E M Sの目的及び目標による取組みの推進

(6) 市が実施する事業への協力

市が実施する530運動、交通安全運動等の事業への支援・協力を積極的に行ってください。

(7) 保険加入

施設利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険（賠償金についての補償）に加入してください。

(8) リスクへの対応

主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

区分	リスクの種類	内 容	指定管理者	豊橋市
共通	法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす市の条例等方針の変更によるコスト変動		○
		指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法制度等の変更によるコスト変動	協議事項	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等によるもの	○	
		建物・設備の瑕疵に起因するもの		○
		施設の運営管理の過失に伴うもの	○	
	物価	指定後のインフレ・デフレ	協議事項	
	金利	金利の変動	協議事項	
	税制	税制の変更	協議事項	
災害等	市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができないもの	協議事項		
施設及び設備管理	保守点検	市の理由による業務内容等の変更による保守点検費用の増大		○
		指定管理者の責による保守点検費用の増大	○	
		保守点検の不備による機器等の不調、器具・備品の破損	○	
		指定管理者の責による施設維持管理上の事故、怪我の発生及び拡大	○	
		セキュリティの不備による事故・火災の発生	○	
施設運営	受付	徴収した使用料等の盗難、紛失	○	
	その他	指定管理者の責による入居者等からのクレーム	○	

(9) 市が求める目標

指定管理者が確保すべき目標は、以下のとおりです。

口座振替登録率の維持	年度末の振替登録率を年度当初以上とする。
全入居者に対する家賃等滞納者率	四半期毎、入居している家賃等滞納者が全入居者の10%以下とする。
長期収入超過者の削減	年度当初長期収入超過認定者数を10%以上削減する。

(10) 事業報告

市営住宅の管理運営状況を定期的に報告してください。報告時期、書式・評価項目等については、協定において定めるものとします。

(11) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者により市営住宅が適正に管理運営されているかどうかを確認するため、定期的にモニタリングを実施します。管理運営状況が適正でないと認められる場合は、指定管理者に対して指導、改善勧告を行います。改善されない場合は、指定管

料の減額や返還を求めることがあります。

なお、必要に応じて随時モニタリングを行います。

(12) 自動販売機の設置及び移動販売

指定管理者は、入居者等の利便性を図るため、市営住宅敷地内の適切な区画において、物品販売の自動販売機を設置及び移動販売の運営をすることができます。その設置運営にあたっては、行政財産の目的外使用許可を受けることなく指定管理者の収入とし、指定管理料を減額してください。

(13) その他

ア 指定管理者は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるよう、指定期間開始前に事前準備を行ってください。

イ 指定管理者は、その指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行ってください。

1.1. 応募資格等

(1) 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人、法人以外の団体（以下「団体」という。）で以下の条件を全て満たすものとします。（個人での応募はできません。）また、職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施にあたり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を置かなければなりません。

ア 申請時において賃貸住宅500戸以上の管理（貸主との間で管理委託契約を締結している。）を行っている団体

※管理とは、入居者の募集・入居・退去等の業務（契約や契約解除、敷金精算、鍵の受渡等）、家賃等の徴収や滞納督促、入居者の苦情処理など入居者に関する管理業務をいいます。

イ 豊橋市内に本店、支店又は営業所がある

(2) 複数の団体より構成されるグループ（以下「グループ応募」という。）による応募

単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループ応募することができます。その場合には、(1) 応募資格ア、イを満たす代表団体を定めてください。

(3) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する場合、応募はできません。また、グループ応募についても、制限はそれぞれの構成団体に適用されます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（当該法人の所在地の県の法人県民税、法人事業税）・市税（当該法人の所在地の市の法人市民税）を滞納している団体

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを開始している団体

エ 以下（ア）～（カ）に該当する団体

(ア) 役員等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる団体

(イ) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体

(ウ) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体

(エ) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体

(オ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体

(カ) 役員等又は使用人が、(ア)～(オ)のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体

※エに掲げる項目については「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、申請団体が該当するかどうかを豊橋警察署長に照会します。あらかじめご了承ください。

オ 本要項の配付日から選定結果の通知日までの期間において、市より指名停止措置を受けている団体

カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体

12. 選定方法

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、書類審査及び面接審査により行います。審査は選定委員会を設置し、同委員会の審査による選定を受け、決定します。なお、面接の日時等の詳細は、別途通知します。

(2) 予定審査項目と配点

審査項目	配点
ア 管理運営にあたっての基本方針 (ア) 管理運営の基本方針について ・施設の設置目的と合致しているか。 ・施設の特性や業務内容を理解しているか。 (イ) 成果目標と自己評価について ・運営の目標が適切に設定されているか。 ・自己評価の体制、基準が確立されているか。 (ウ) 団体（企業）の社会的責任について ・団体（企業）倫理、法令遵守、環境管理への対応は適切か。	15点

<p>イ 管理運営に関する具体的事項</p> <p>(ア) 施設の設置目的を最大限に発揮する業務の提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居率向上に向けた具体的な提案がされているか。 ・家賃等の収納率向上に向けた提案がされているか。 ・入居者の高齢化に伴う対応やコミュニティ形成に関する提案がされているか。 ・入居者サービスにつながる方策が図られているか。 <p>(イ) 管理事務所、人員体制、人材育成及び緊急対応体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者等の利便性を確保し、専用窓口の設置や高齢者等へのアクセスに配慮した管理事務所の設置となっているか。 ・適切かつ安全に管理運営できる人員配置となっているか。 ・人材育成方針・研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。 ・休日夜間も含めた緊急対応体制が適切かつ迅速なものとなっているか。 <p>(ウ) 施設の維持管理の方針・提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理を実施することができるか。 ・地元の雇用確保の促進など地域経済への配慮が図られているか。 <p>(エ) 危機管理対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保策、事故防止策などの体制、教育は適切なものとなっているか。 ・個人情報保護を適切に管理できる方策が図られているか。 	50点
<p>ウ 施設運営に関する事項</p> <p>(ア) コスト縮減を図るうえでの方針・提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。 ・市費負担軽減につながっているか。 	20点
<p>エ 団体の実績及び能力に関する事項</p> <p>(ア) 組織の基盤、経営状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営及び自主事業を行うための組織の規模・財政的基盤を有しているか。 <p>(イ) 類似業務の運営実績について</p>	15点

(3) 選定結果

応募された団体に、令和元年11月上旬を目処に文書で選定結果を通知します。

13. 応募書類

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1、様式第1の2）

(2) 事業計画書（様式第2）

(3) 収支予算書（様式第3）

※指定期間内の各年度の収支予算書及びその合計

(4) 収支予算書の人件費に関する確認書（様式第3の2）

(5) 施設運営の体制づくりに関する事項（様式第4）

(6) グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項（様式第5）

(7) 類似施設の運営実績（様式第6）

(8) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第6の2）

※役員等名簿については、電子データも提出してください。

(9) 団体に関する書類

ア 団体概要（設立趣旨、事業内容、役員名簿、事業規模(予算、人員)等）

イ 定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前年度の事業報告書

エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、国税（法人税、消費税及び地方消費税）・県税（当該法人の所在地の県の法人県民税、法人事業税）・市税（当該法人の所在地の市の法人市民税、固定資産税、事業所税）に係る未納がないことの証明書、過去3年間の貸借対照表・損益計算書、銀行残高・借入証明書、法人税申告書等の写し〔税務署に提出した書類及び添付書類（経費内訳書、科目明細（売掛金、未払金等））の写し〕

オ 法人以外の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書、過去3年間の収支決算書・貸借対照表・財産目録、銀行残高・借入証明書、税申告書等の写し

カ 過去3年間のキャッシュ・フロー計算書又はそれに準じた計算書

キ その他市長が必要と認めた書類

(10) 提出書類

書類はすべてA4サイズで統一してください。

正本1部と、各写し8部（団体に関する書類は2部）を同時に提出してください。

14. 応募手続き（選定スケジュール）

(1) 選定スケジュール

手 続 き	日 程
募集要項等の配付	令和元年7月1日(月)～7月31日(水)
説明会の開催	令和元年8月2日(金)
質問の受付	令和元年7月1日(月)～8月5日(月)
質問の回答	令和元年8月16日(金)
応募書類の受付	令和元年8月19日(月)～8月30日(金)
書類審査及び面接審査	令和元年9月～10月
選定結果の通知	令和元年11月上旬
指定管理者の指定	令和元年12月議会議決後
事務引継ぎ	令和2年1月～3月

ア 募集要項等の配付

配付期間：令和元年7月1日(月)～7月31日(水)

配付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

配付場所：豊橋市今橋町1番地 豊橋市建設部住宅課（市庁舎東館3階）

イ 説明会の開催

開催日時：令和元年8月2日(金) 午後2時00分から

開催場所：豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所(東館12階)123会議室

<申請を予定している団体>

必ず参加してください。ただし、説明会に参加される方は、1応募団体につき4名までとさせていただきます。

<参加を希望される団体>

令和元年7月31日(水)午後3時までに「説明会の参加申込書」(様式第8)をFAX又は電子メールにより提出してください。

FAX (0532) 56-3815

電子メール zyutaku@city.toyohashi.lg.jp

ウ 質問の受付

申請にあたり質問がある場合は、令和元年7月1日(月)～8月5日(月)午後3時まで受け付けます。「質問書」(様式第9)に記入の上、FAX又は電子メールにて提出してください。

FAX (0532) 56-3815

電子メール zyutaku@city.toyohashi.lg.jp

エ 質問の回答

質問者に対して個別には行わず、説明会に参加した全ての団体へ令和元年8月16日(金)にFAX又は電子メールにて回答します。

オ 応募書類の受付

提出期間：令和元年8月19日(月)～8月30日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。

※持参又は郵送(必着)にて提出してください。

※必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

提出場所：〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市建設部住宅課(市庁舎東館3階)

(2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募辞退

辞退するときは、辞退届(様式第7)を提出してください。なお、その提出は面接審査の5日前までとし、応募書類は返却しません。

(4) 応募書類の情報公開

応募書類については、豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断されます。

15.その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置等

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置は、以下のとおりとします。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を市が了知した場合も同様とします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力、その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行うものとします。

(2) 応募資格の欠格条項に該当することとなった場合の措置等

指定管理者は、11. 応募資格等 (3) 応募者の制限ア～カに掲げる要件に該当することとなった場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置は、以下のとおりです。

なお、指定管理者からの報告がなくても、実地調査等により同様の状況を市が了知した場合も同様とします。

ア 市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、市は指定管理者の指定を取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 11. 応募資格等 (3) 応募者の制限ウに該当することとなった場合には、市は直ちに指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

(3) 指定が取り消された場合の賠償等

指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

16. 問い合わせ先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市建設部住宅課

電話 (0532) 51-2602

FAX (0532) 56-3815

電子メール zyutaku@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市営住宅等一覧表

【市営住宅】

令和元年5月1日時点

住宅名	所在地	構造・階数・棟数	建設年度	専用面積(m ²)	戸数
西口母子 ☆	高師町字北原 3	簡易耐火造平屋建	S30	39.6	10
西口改良 ☆	高師町字北原 1-92	中層耐火造 4F 5棟	S41～S42	31.8	96
西口 ☆	高師町字北原 1-92 他	中層耐火造 5F 3棟	S43～S46	31.8	180
		高層耐火造 9F 1棟	H29～H30	38.6～63.8	121
富本RC ☆	富本町字国隠 20-5	中層耐火造 5F 3棟	S43～S44	31.8～35.6	79
岩屋 ☆	岩屋町字岩屋下 36-2	中層耐火造 5F 6棟	S46～S49	35.3～47.1	210
柳原	多米中町三丁目 1-1 他	中層耐火造 5F 19棟	S47～S52	46.6～56.8	710
草間	草間町字東山 143-26	中層耐火造 5F 2棟	S48・S50	46.6	80
西部	牟呂町字東里 29-1 他	中層耐火造 5F 15棟	S53～S56	51.1～61.3	510
栄生	町畑町字森田 49 他	中層耐火造 3F 2棟	S54～S56	57.3～61.8	120
		4F 3棟			
空池	南栄町字空池 100 他	中層耐火造 3F 2棟	S57～S62	61.8～64.1	228
		5F 5棟			
才ノ神	佐藤一丁目 9-1	高層耐火造 11F 4棟	S57・S58 S61～H元	58.2～60.9	348
中野	中野町字平北 28-2	中層耐火造 4F 3棟	S58	61.8～64.1	176
		5F 2棟	S60～S62		
向山	向山町字南中畑 30	中層耐火造 3F 3棟	S59～S60	61.8～64.1	54
富本	富本町字東山 73	中層耐火造 3F 3棟	S62～H2	50.9～79.9	52
		4F 1棟			
新多米	多米西町二丁目 20-1	中層耐火造 3F 4棟	S63～H2	50.9～79.9	72
小鷹野	東小鷹野一丁目 8-1	中層耐火造 3F 4棟	H2～H4	51.6～87.2	60
新富本	富本町字国隠 65	中層耐火造 3F 1棟	H3～H4	55.5～68.3	24
多米	多米西町一丁目 10-1	中層耐火造 3F 2棟	H4	50.0～67.4	33
忠興	忠興一丁目 12-4	中層耐火造 3F 5棟	H5～H7	59.2～70.2	60
前芝	西浜町 3-1	高層耐火造 11F 1棟	H7～H9	68.3～71.4	104
東山	大岩町字北山 6-275	高層耐火造 7F 1棟	H9～H13	57.5～79.7	90
		8F 1棟			
旭本町高齢者	旭本町 48	低層耐火造 2F 1棟	H12	43.8～44.1	8
池上	老津町字池上 106-1 他	中層耐火造 3F 6棟	H13～H15	42.5～75.6	86
南大清水	南大清水町字元町 393	中層耐火造 5F 1棟	H14～H16	47.2～73.6	75
		高層耐火造 6F 1棟			
植田	植田町字西山田 14-1	中層耐火造 5F 1棟	H17～H20	45.8～73.4	140
		高層耐火造 7F 1棟			
		高層耐火造 8F 1棟			
新植田	植田町字一本木 116-153	中層耐火造 4F 1棟	H21～H22	48.6～63.0	131
		高層耐火造 7F 1棟	H24～H26		
南栄	南栄町字空池 123-1 他	中層耐火造 5F 2棟	H22～H26	48.2～63.7	120

☆：入居停止住宅

※西口改良住宅は令和元年9月用途廃止

【集会所・児童遊園】

令和元年5月1日時点

住宅名	集会所			児童遊園		
	構造	建設年度	床面積(m ²)	名称	建設年度	面積(m ²)
—	—	—	—	城山住宅児童遊園	S39	600
西口	R C造平屋建	S62	147.00	西口住宅児童遊園	S44	900
岩屋	R C造平屋建	S52	71.56	岩屋住宅児童遊園	S49	819
柳原	R C造平屋建	S50	71.56	柳原住宅第一児童遊園(北)	S50	1,160
	R C造平屋建	S51	71.56	柳原住宅第二児童遊園(南)	S52	2,206
草間	—	—	—	草間住宅児童遊園	S50	726
西部	R C造平屋建	S53	40.26	西部住宅第三児童遊園	S56	430
	S造平屋建	H10	128.80			
栄生	R C造平屋建	H24	114.75	栄生住宅第二児童遊園	S56	600
空池	R C造平屋建	S60	98.00	空池住宅第一児童遊園(空池)	S60	1,701
	R C造平屋建	S62	99.40	空池住宅第二児童遊園(南栄)	S59	813
				空池住宅第三児童遊園(南栄北)	S62	1,694
才ノ神	R C造平屋建	H1	99.40	才ノ神住宅児童遊園	H1	998
中野	R C造平屋建	S62	99.40	中野住宅児童遊園	S62	1,045
向山	—	—	—	向山住宅児童遊園	S59	827
富本	R C造平屋建	H2	99.40	富本住宅児童遊園	H2	680
新多米	R C造平屋建	H2	70.00	新多米住宅児童遊園	H2	1,007
小鷹野	R C造平屋建	H4	70.00	小鷹野住宅第一児童遊園	H4	165
				小鷹野住宅第二児童遊園	H4	250
多米	—	—	—	多米住宅第一児童遊園	H4	226
				多米住宅第二児童遊園	H4	216
忠興	R C造平屋建	H6	70.00	忠興住宅児童遊園	H7	430
前芝	R C造平屋建	H9	70.00	前芝住宅児童遊園	H9	638
東山	R C造平屋建	H13	70.00	東山住宅児童遊園	H13	657
旭本町高齢者	住宅併設	H12	72.73	—	—	—
池上	住宅併設	H14	52.36	—	—	—
	住宅併設	H15	38.50			
南大清水	R C造平屋建	H16	141.59	南大清水住宅児童遊園	H16	323
植田	R C造平屋建	H18	120.00	植田住宅児童遊園	H18	1,286
新植田	R C造平屋建	H26	114.75	新植田住宅児童遊園	H25	1,421
南栄	R C造平屋建	H26	135.85	南栄住宅児童遊園	H26	387

